

2. 会 員 登 録 規 程

(目 的)

第 1 条 本規程は、ソフトテニスの一層の普及活動のための基盤として、本連盟およびその加盟団体(下部組織を含む、以下同様)における会員組織と会員の把握を明確に行うとともに、合わせて各組織の財政に寄与させるものとする。

(加盟団体)

第 2 条 加盟団体とは、本連盟寄附行為第 33 条に規程された本連盟の趣旨に賛同した各都道府県を代表するソフトテニス競技団体、又は全国的に組織されたソフトテニス競技団体およびその下部組織をいう。

(会 員)

第 3 条 本連盟がいう会員とは、第 4 条に規定した所属団体に属する者、及び第 4 条に規定された所属団体に属さない個人で、本連盟に登録した者をいう。

(所属団体の区分)

第 4 条 本連盟の加盟団体に所属する所属団体は、次の種別に区分する。

- 第 1 種 年齢を制限しない一般社会人によって構成する団体
ただし、第 2、第 3、第 4、第 5 種に属さない者、またはこれらと混成の団体を含むものとする。
- 第 2 種 日本学生ソフトテニス連盟およびその下部組織に所属する者によって構成する団体。
- 第 3 種 全国高等学校体育連盟ソフトテニス部会に所属する者によって構成する団体。
- 第 4 種 日本中学校体育連盟ソフトテニス部会に所属する者によって構成する団体。
- 第 5 種 小学生によって構成する団体。

(会員の資格)

第 5 条 本連盟及び加盟団体が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等の事業に参加する者は、本連盟の会員でなければならない。

(会員登録)

第 6 条 会員は、所属団体から加盟団体を通じて本連盟へ登録するものとする。

(登録の特例)

第 7 条 第 4 条第 3 種・4 種の所属団体は、全国高等学校体育連盟ソフトテニス部会又は、日本中学校体育連盟ソフトテニス部会にも会員登録をしなければならない。

(登録手続期間)

第 8 条 会員登録は、毎年行うものとし 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの間に手続きを完了しなければならない。

特別な事由により、上記の期間内に手続き不能の場合は、その事由を付して加盟団体長名により、本連盟に申請の上承認を得なければならない。

(登録手続)

第 9 条 会員の登録は、別に定める様式に基づき行うものとする。

(登録の変更)

第 1 0 条 会員が転居等により所属団体等登録内容が変更となる場合は、別に定める様式に基づき、登録内容の変更手続きを行うものとする。

(登録の取消)

第 1 1 条 競技者が次の項目に該当した場合は、会員登録を取り消す。

1. 会員としての資格を失った場合
2. 本連盟寄附行為並びに加盟団体規約等に違反した場合

(登録料)

第 1 2 条 登録料は、別に定める。

(附則)

第 1 3 条 この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。